

## 〇〇技能者能力評価実施規程

平成〇年〇月〇日

建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示第460号）及び建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン（平成31年3月29日）に基づき、〇〇技能者能力評価実施規程を以下のとおり定める。

## 第1章 総則

## （趣旨）

第〇条 この規程は、一般社団法人〇〇工事業協会（以下「協会」という。）が、建設技能者の能力評価制度に関する告示（以下「告示」という。）及び建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、国土交通大臣の認定を受けた〇〇技能者の能力評価基準（以下「評価基準」という。）に従って実施する〇〇技能者の能力評価事務（以下「評価事務」という。）に関し、必要な事項を定める。

## （定義）

第〇条 この規程において、「評価」とは、協会が評価基準に従って実施する能力評価をいう。

## （評価事務実施の基本方針）

第〇条 評価事務は、この規程により、厳正、確実かつ公正に実施する。

## （評価事務を行う時間及び休日）

第〇条 評価事務を行う時間は、休日を除き、午前9時から午後5時までとする。

2 第1項の休日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月4日までの日（(2)に掲げる日を除く）
- (4) 協会会長（以下「会長」という。）の定める日

## （評価事務を行う事務所）

第〇条 評価事務を行う事務所は、以下のとおりとする。

事務所 一般社団法人〇〇工事業協会  
所在地 〇〇県〇〇市〇〇

## 第2章 評価の申請

### (評価の実施)

第〇条 協会は、評価を受けようとする者の申請により、評価を行う。

### (申請の受付開始時期)

第〇条 評価の申請は、〇年〇月〇日より受け付けることとする。

### (申請者の要件)

第〇条 評価の申請は、建設キャリアアップシステムに技能者登録され、技能者IDを取得している者（以下「技能者」という。）でなければ、これを行うことはできない。

2 前項の規定にかかわらず、技能者の所属事業者、上位下請事業者又は元請事業者（いずれも建設キャリアアップシステムに事業者登録された者に限る。）は、技能者の同意を得て、代行して申請を行うことができる。

### (評価の申請)

第〇条 評価の申請は、建設キャリアアップシステムの運営主体である一般財団法人建設業振興基金に対する建設キャリアアップカードの交付又は再交付の申請と合わせて行う。

2 評価を受けようとする技能者は、以下の書類に必要事項を記入の上、協会にこれを提出するものとする。

(1) 能力評価申請書（別記様式1）

(2) 建設キャリアアップシステムの利用開始前に〇〇工事に従事した経験がある場合は〇〇工事に関する経歴証明書（別記様式2）

### (経歴証明を行う者)

第〇条 前条第2項(2)の経歴証明書による経歴証明は、技能者の所属事業者、当該所属事業者の上位下請事業者又は元請事業者が行うことができる。

2 前項に定める者による経歴証明を受けることが困難な場合は、技能者は、協会に対して、別記様式3による経歴証明の申請を行うこととする。

3 協会は、前項の申請内容を審査して、経歴証明を行う。

(経歴証明書の提出)

第〇条 第〇条第2項(2)の経歴証明書は、平成36年3月31日までの間に限り、提出することができる。

2 経歴証明書を提出する場合は、経歴証明を行う者が、技能者の同意を得た上で、代行して評価の申請を行うものとする。

(経歴証明の範囲等)

第〇条 第〇条第2項(2)の経歴証明書により証明できる範囲は、建設業に従事した時点から、平成36年3月31日までの間で国土交通省が定める日までとする。当該日後の経験は、建設キャリアアップシステムに蓄積された情報のみを用いて評価する。

2 平成36年3月31日までに提出された経歴証明書については、同日より後に行なわれた評価の申請に係る評価に用いることができる。

3 第1項の建設業に従事した時点は、建設業に従事して最初に取得した建設業に関する資格等の取得年月日等を設定する。

(評価申請の受理)

第〇条 協会は、評価の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するものを受理する。

- (1) 能力評価申請書及び経歴証明書に必要な事項が記載されていること
- (2) 評価の申請に係る技能者(以下「申請者」という。)が第〇条の規定に適合していること

2 協会は、申請の内容に不備を認めるときは、補正させた後、受理するものとする。

3 協会は、前2項により、評価の申請を受理したときは、申請者名簿を作成する。

### 第3章 評価の実施

(評価の実施開始時期)

第〇条 評価は、〇年〇月〇日より実施することとする。

(実施期間及び実施場所)

第〇条 評価の実施期間及び実施場所は、原則として、次のとおりとする。

- (1) 評価事務の実施期間 原則として第4条に定める休日を除き、一年を通じて実施するものとする。

## (2) 評価の実施場所 一般社団法人〇〇工事業協会

### (評価実施の公告)

第〇条 評価の実施期間、実施場所その他評価の実施に関し必要な事項は、あらかじめ協会のホームページ等により公告する。

### (評価の実施)

第〇条 評価は、評価基準及びこの規程に基づき実施する。

- 2 協会は、建設キャリアアップシステムに登録・蓄積されている申請者の情報が、評価基準に定める各レベルの基準に適合しているかどうかの確認を行い、適合している場合には、適合するレベルを認定する。
- 3 前項の確認は、経歴証明が提出されている場合には、建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数、職長・班長としての就業日数に加えて、経歴証明書に記載された就業期間、職長・班長としての就業期間を足し合わせた日数を用いて行うものとする。また、足し合わせる場合には、ガイドライン別添5の計算方法により行うこととする。
- 4 前項の場合において、経歴証明に記載された就業日数の起算点が、建設キャリアアップシステムに登録されている建設業に関する資格等の取得年月日等よりも前の時点となっている場合には、当該取得年月日等を経歴証明書に記載された就業日数の起算点とみなす。

## 第4章 評価の結果の通知等

### (評価結果の通知)

第〇条 協会は、評価の結果を、申請を行った者及び一般財団法人建設業振興基金に対して通知する。

- 2 登録〇〇基幹技能者の資格を保有していることにより、レベル4として評価を行った場合は、当該登録〇〇基幹技能者の講習修了証の有効期限を評価結果の有効期限として設定し、あわせて通知する。

### (カードの交付)

第〇条 評価結果のレベルに応じた建設キャリアアップカードは、一般財団法人建設業振興基金から交付される。

## 第5章 評価手数料

(評価手数料)

第〇条 評価実施に係る手数料の金額は、〇〇円(税込)とする。

(評価手数料の収納)

第〇条 (略)

## 第6章 雑則

(不正行為に対する措置)

第〇条 会長は、申請者が不正な方法によって評価を受けたことが明らかになったと認める場合には、当該評価の結果を取り消し、申請を行った者及び一般財団法人建設業振興基金に通知する。

(秘密の保持)

第〇条 評価事務に携わった者は、評価事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(帳簿及び書類の保存)

第〇条 評価事務に関わる保存すべき帳簿及び書類は、保存期間を定めて、適正な方法により協会では保存しなければならない。

(帳簿及び書類の保存期間)

第〇条 評価事務に関わる帳簿及び書類の保存期間は、評価を実施した日から〇年とする。

2 前項の帳簿等は、确实かつ秘密の漏れることのない方法により保存するものとする。

3 保存期間経過後の帳簿は、復元することができない方法により破棄するものとする。

(評価事務の細目)

第〇条 この規程に定めるもののほか、評価事務の実施に必要な細目は、会長が別に定める。